

IQUESTECHに関するサービス利用約款

(企業・産学連携推進機関向け)

本約款は、国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）が提供する「IQUESTECH」システム及び関連サービス（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものである。

(定義)

第1条 本約款において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「申込機関」：本サービスの利用申込を行った法人、団体又は機関
- (2) 「ユーザ」：申込機関に属し、かつ IQUESTECH にアカウントを有し、本サービスの利用を許可された者
- (3) 「アドミニストレーター」：ユーザのうち、当該申込機関におけるユーザ管理を行使する権限を付与された者

(適用)

第2条 本約款は、本サービスの提供及び利用に関し、本学と申込機関及びユーザとの間に適用される。

(契約の成立と変更)

第3条 本サービスの利用契約（以下「本契約」という。）は、申込機関が本学所定の利用申込書を提出し、これに対して本学が承諾する旨の通知を発信したときに成立する。

2. 申込機関は、利用申込書に記載された内容に変更が生じたときは、速やかに本学所定の方法により本学に対して報告しなければならない。

(アカウントの発行)

第4条 前条第1項の契約成立後、本学は、申込機関が指定したアドミニストレーターに対し、本サービスを利用するために必要なログインID及びパスワード（以下「アカウント情報」という。）を通知する。

2. アドミニストレーターは、当該申込機関のユーザが、本サービスを利用するのに必要なアカウント情報を発行することができる。

(アカウントの管理)

第5条 本サービスは、前条に基づきアカウント情報を付与されたユーザ本人のみが利用できる。

2. 申込機関及びユーザは、アカウント情報を自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者（他のユーザを含む。）への貸与、譲渡、複数人での共用その他の不正利用をしてはならない。

3. 登録に用いるメールアドレスは、申込機関の管理するドメインのものに限る。
4. ユーザは、アカウント情報の紛失、盗難、漏えい、又は第三者による不正利用のおそれがあることを認識した場合、直ちに本学及びアドミニストレーターに報告し、本学の指示に従わなければならない。
5. ユーザの変更や失効に関する手続は、本学に対して所定の手続により報告しなければならない。
6. 退職その他の事由により所属しなくなった者のアカウントは、速やかに削除しなければならない。また、長期間（概ね2年程度）利用実績がないアカウントについては、本学が削除する場合がある。

(契約利用プランの料金と選択)

第6条 申込機関は、第3条第1項の申込みを行う際、別紙利用プラン表に定めるプラン種別の中から1つを選択する。

2. 本学は申込機関が選択したプラン種別の内容に沿って、アカウント数及び探索回数を設定する。なお、ここでいう探索回数とは、IQUESTECH 探索画面の「相談する」ボタンを押下した回数とする。
3. 本サービスの契約料金は、別紙利用プラン表に定める料金とする。

(契約期間・更新・解約)

第7条 本契約の契約期間は、契約成立日から同日の属する年度の末日（3月31日）までとする。

2. 本契約期間満了の1か月前までに、本学又は申込機関のいずれから本契約を終了させる旨の通知がなされない限り、本契約は同一の条件にて、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 申込機関は、解約希望日の1か月前までに本学に対して通知することにより、本契約を解約することができる。この場合、本学は申込機関に対して、受領済みの本契約料金について返還義務を負わない。

(支払)

第8条 本学は、本契約料金を申込機関に対して請求し、申込機関は、本学が請求書を発行した月の翌月末日（以下「支払期日」という。）までに、本学が指定する銀行口座に振り込んで支払わなければならない。なお、振込手数料は申込機関の負担とする。

2. 申込機関が支払期日までに利用料金等の支払を完了しない場合、本学は何らの催告を要せず本契約を解除し、又は本サービスの提供を停止することができる。

(ユーザによる本サービスの利用)

第9条 ユーザは、本サービスを利用して、研究者の探索、情報の閲覧及び探索結果の出力（以下「本出力データ」という。）を行うことができる。

2. 本出力データの利用及び保存は、申込機関の内部における占有領域（申込機関が管理するPC、サーバー、ストレージ等をいう。）内に限るものとし、申込機関及びユーザ

は、以下の行為をしてはならない。ただし、事前に本学の同意を得た場合は、この限りではない。

- (1) 本出力データを申込機関外部の第三者に提供又は開示すること。
 - (2) 本出力データを不特定多数の者がアクセス可能なネットワーク上に共有すること。
 - (3) 本出力データを生成 AI その他の機械学習モデルの学習データとして入力、解析又は利用すること。
3. ユーザは、本サービスを、大学若しくは研究機関との研究・教育等の連携、又はこれらに類する産学連携活動の推進を目的としてのみ利用するものとし、これ以外の目的（研究者の引き抜き、営業活動、競合分析等）で利用してはならない。

（本サービスの提供）

第10条 本サービス提供時間は、原則として1日24時間とする。

2. 本学は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。

- (1) ユーザが本約款に違反したと本学が判断した場合、又は違反するおそれがあると本学が合理的に判断した場合
 - (2) 本サービスのメンテナンス又は改修を定期的又は緊急に行う場合
 - (3) 天災地変、火災、停電、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) システムの障害、過度な負荷の集中、又はサイバー攻撃、不正アクセス等の外部攻撃により本サービスの提供が困難となった場合
 - (5) 前各号に定めるもののほか、本学が必要と合理的に判断した場合
3. 本学は、前項の規定により本サービスを停止又は中断する場合には、あらかじめ本学ウェブサイトへの掲載その他本学が適当と判断する方法により通知する。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りでない。
4. 本条に基づく本サービスの提供の停止又は中断により、申込機関、ユーザ又は第三者に生じた損害について、本学は一切の責任を負わない。

（個人情報の取扱い）

第11条 本学は、[国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー](#)に従って適切に取り扱う。

（利用履歴の取り扱い）

第12条 本学は、アカウント管理及びシステムの利用状況把握等を目的として、ログイン履歴及び利用履歴を取得する。

次の項目で、本学が取得する利用履歴は以下に限るものとする。

- (1) 申込機関ごとの探索回数
- (2) 大学・研究機関ごとの所属研究者の詳細実績閲覧回数

なお、ユーザが入力した相談文その他前項以外の利用履歴は一切取得しない。

(ユーザの責任)

第13条 ユーザの本サービス利用に関する一切の行為は、当該ユーザが属する申込機関の行為とみなす。

2. ユーザが本約款の定め違反し、又は過失により本学、申込研究機関若しくは他の申込機関等に損害を与えた場合、申込機関及びユーザは、連帯して、その損害を賠償しなければならない。
3. ユーザの行為に起因して、本学が申込研究機関、他のユーザその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合、申込機関は、自己の責任と費用においてこれを解決し、本学に生じた一切の費用を賠償しなければならない。

(免責・非保証)

第14条 本学は、本学の故意又は重過失に起因する場合を除き、本サービスに起因又は関連して申込機関又はユーザに生じた一切の損害について責任を負わない。

2. 本学が損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償額は、当該損害が発生した年度に本学が当該申込機関から受領した利用料金の額を上限とする。
3. 本学は、申込機関又はユーザが探索された研究者との連携の成否、及び連携成立後に生じる一切の事項（共同研究の内容、知財の帰属、紛争等）について、何ら保証せず、一切の責任を負わない。

(禁止事項)

第15条 ユーザは、本サービスの申込及び利用において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある行為
- (3) 本学又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
- (4) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、児童ポルノ・児童虐待に相当する表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を用いて探索する行為
- (5) 本学又は第三者になりすます行為
- (6) 第三者に探索結果を提供する行為
- (7) プログラム、スクリプト、ボットその他のツールを用いて機械的若しくは自動的に大量の探索処理を行い、本サービスに過度な負荷を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 本サービスを営利、宣伝、広告、勧誘その他本学が認めていない目的に利用する行為（本サービスを通じて得た情報を利用したコンサルタント業務、又は研究者の紹介により第三者から金銭的利益を得る行為など）
- (9) 探索結果に表示された研究者の個人情報、研究業績等を不正に収集する行為
- (10) 不当な目的でのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、その他の方法でソースコードを解読する行為

- (11) 探索結果に表示された研究者個人の連絡先へ直接連絡する行為
 - (12) 探索された研究機関又は研究者に対し、迷惑、負担、誤解、苦情、その他不利益を生じさせ、若しくはそのおそれのある行為、又は本学が不適切と判断する行為
2. 本学は、ユーザが前項各号のいずれかに該当する行為を行ったと判断した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第16条 申込機関及びユーザは、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他の反社会的勢力に該当しないこと、並びにこれらと関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2. 申込機関及びユーザが前項に違反した場合、本学は何らの催告を要せずして本契約を解除できるものとし、これにより生じた損害について本学は一切の責任を負わない。

(利用約款の変更・改定)

第17条 本学は、必要がある場合には、本約款（別紙利用プランを含む。以下本条において同じ。）を変更し、又は新たな条項を追加し改定することができる。

2. 前項の変更を行う場合、本学は、変更後の本約款の内容及びその適用開始時期を、本学ウェブサイトへの掲載その他本学が適当と判断する方法により、当該適用開始時期の3か月前（ただし、軽微な変更については1か月前）までに申込機関へ通知する。
3. 申込機関が変更後の本約款に同意できない場合は、前項の通知後、適用開始時期の前日までに書面により通知することで、本契約を解約することができる。なお、当該期間内に解約の通知がないまま本サービスの利用が継続された場合、申込機関は変更後の本約款に同意したものとみなす。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条 本約款は日本語を正文とし、その準拠法は日本法とする。

2. 本サービスに起因又は関連して申込機関と本学との間に生じた紛争については、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 この約款は2026年4月1日から実施する。

別紙

利用プラン／企業向け

プラン種別	アカウント数	探索回数	料金（税込）
ベーシック	20	無制限	15 万円/年
ライト	5	無制限	5 万円/年
トライアル	1	20 回	無料

※本契約は4月1日から翌年3月31日の年間契約となります。契約は1年単位の自動更新となります。料金は毎年4月のご請求となります。年度途中の契約は月割となります。

利用プラン／産学連携推進機関向け

プラン種別	アカウント数	探索回数	対象	料金
産学連携推進機関向けプラン	10	無制限	地方自治体及びその外郭団体や法人。中小企業等を含む地域振興を目的として、産学連携を推進する事業を行っている公益法人及びそれに準ずると認める団体。	無料